奈良市公告第85号

別紙入札説明書のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

令和7年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

顔認証入室管理装置賃貸借契約に係る 一般競争入札

入札説明書

令和7年5月15日 奈良市総合政策部 DX 推進課

入 札 説 明 書

顔認証入室管理装置賃貸借契約に係る一般競争入札については、奈良市契約規則(昭和40年奈良市契約規則第43号)及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体(以下「事業者」という)は、下記の事項を熟知のうえ、入札すること。

1. 概要

設置場所における顔認証入室管理装置の入替又は新規導入調達を行うため、一般競争入札を実施する。

2. 事業範囲

事業内容は「02_顔認証入室管理装置入札仕様書」に記載のとおりとする。

- 3. 契約に関する事項
 - (1) 業務名

顔認証入室管理装置賃貸借

- (2) 設置場所と設置台数 本市が指定する場所
 - ① 奈良市 DX 推進課所管の機械室入口
 - ② 奈良市 DX 推進課所管のサーバ室入口
 - ③ 奈良市都祁行政センター総務住民課所管のサーバ室入口 各設置場所に1台ずつの計3台
- (3) 契約形態 賃貸借契約
- (4) 契約開始日 契約締結の日
- (5) 賃貸借契約期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで なお、契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間の延長が可能であるこ と。

(6) 契約条項

「03 顔認証入室管理装置契約書(案)」のとおり

4. 入札参加資格

令和7年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがな されていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定に よる再生計画認可の決定を受けている者を除く)。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する 団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 入札公告日において、Pマーク (プライバシーマーク) または ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) と同等の認証を受けていること。

5. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

6. 入札参加申請

- (1) 提出書類
 - (ア)一般競争入札参加申請書
 - ・「(様式第1号)一般競争入札参加申請書」
 - (イ)業務体制表
 - (様式自由)
 - ・ (必要添付) 事業者の会社概要が分かる資料 ※パンフレットでも可
 - (ウ)保守連絡体制表

(様式自由)

- ・保守連絡先とフローを明確化した資料
- (エ) 認証書類の写し
 - ・入札公告日において、Pマーク(プライバシーマーク)または ISMS (情報 セキュリティマネジメントシステム) と同等の認証を受けていることを証明する書類の写し。
- (2) 提出期限

令和7年5月15日(木)から令和7年5月28日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

持参または送付(信書便)により提出すること(送付については、提出期限内必着とする)。

持参の場合は、事前に連絡のうえ、直接持参すること。 送付の場合は、提出期限内に連絡のうえ、到達確認を行うこと。

(4) 提出場所

「14. 問い合わせ先」を参照すること。

7. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は令和7年5月29日(木)までに通知する。通知は「(様式第1号)一般競争入札参加申請書」に記載されたメールアドレスに送信する。

8. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時令和7年6月2日(月)午後3時00分から
- (2) 開札日時 入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札場所 奈良市役所 中央棟 3 階 入札室

9. 入札に関する事項

- (1) 入札の方法は持参入札とする。「(様式第2号)入札書」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。
- (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第3号)委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
- (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者と する。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「く じ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入 札を行う。入札は再入札を含め2回まで行う。

- (7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者による入札
- (2) 委任状の提出がない代理人による入札
- (3) 入札書に入札金額、署名または記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者が出した同一項目についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) 入札の日付が入開札日でない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 質問の受付及び回答

この入札説明書に疑義がある場合は、書面(メール)をもって、DX 推進課まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 質問受付期間

令和7年5月15日(木)から令和7年5月22日(木)午後5時まで

(2) 質問提出方法

次のとおり、質問書を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。

(ア)メール件名

「顔認証入室管理装置賃貸借契約に係る一般競争入札 事業者質問書_事業 社名」

(イ)必須事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(ウ)質問様式

「(様式第4号)顔認証入室管理装置賃貸借契約に係る一般競争入札 質問書」

(エ)提出先

「14. 問い合わせ先」参照

(3) 回答

質問と回答については、下記期日までに奈良市公式ホームページに掲載(予定)

https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/

期日:令和7年5月26日(月)午後5時まで

12. 入札参加申請書等の配布

奈良市公式ホームページからダウンロード

https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/

13. その他

(1) 入札資料の取り扱い

本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 辞退

「(様式第1号)一般競争入札参加申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「(様式第5号)辞退届」を提出すること。

- (4) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 入札参加者が本件入札に関して要した費用は全て当該入札参加者が負担する。

14. 問い合わせ先

奈良市総合政策部 DX 推進課

住所: 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階

電話番号: 0742-34-4722 FAX 番号: 0742-34-6674

メールアドレス: dx-suishin@city. nara. lg. jp